

家族生活(費)保障保険

年金払特約付団体定期保険

(P.7~14)

三大疾病保障保険

リビング・ニーズ特約付、代理請求特約[Y]付集団月掛扱無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)

(P.15~17、P.21~23)

健康づくりサポート

(P.19~20)

● 手ごろな保険料で充実した保障

団体独自の制度でありスケールメリットが働くため、保険料がお手ごろです。

● 毎年見直しができ、手続きが簡単

ライフスタイルの変化に応じた必要な保障を、毎年手軽に見直せます。

昨年度(2023年度)のPRより新規加入を停止しております。

加入内容の減額・脱退のみの受付となります。

継続加入の場合はお手続き不要です。



【契約概要】・【注意喚起情報】はP2~6に記載しています。ご加入前に必ずご確認のうえ、お申込みください。

※家族生活(費)保障保険については、P7・8をご覧ください。

申込締切日 | 2024年2月13日(火)

責任開始期
(加入日) | 2024年5月1日(水)

[契約者] 富士フィルムホールディングス株式会社

はじめに

商品の保障内容については、商品のページをご確認ください。

三大疾病保障/保険

リビング・ニーズ特約付、代理請求特約「Y」付集団月掛無配当特定疾保障定期保険(II型)



重い病気
への備え

ご加入いただけける方

本 人	配偶者
本体・関連の役員・社員・嘱託・準社員で、17歳6ヵ月を超過59歳6ヵ月までの方（継続は65歳6ヵ月までの方）	17歳6ヵ月を超過59歳6ヵ月までの方（継続は65歳6ヵ月までの方）

※家族生活(費)保障保険への加入が条件です。

[年齢は2024年5月1日現在の満年齢です。 配偶者の保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]

その他の
あたっての
注意事項

●配偶者については、本人の加入が条件です。(配偶者のみの加入はできません。)

●本人が脱退した場合には、配偶者も同時に脱退となります。また、本人が死亡した場合も、配偶者は同時に脱退となります。

※家族生活(費)保障保険のご加入いただける方にについては、P13[加入資格]をご覧ください。



ご注意

ご加入いただいた場合には告知内容に該当することが必要です。
申込書および本パンフレット「注意喚起情報」の告知内容を必ずご確認ください。

1 商品の仕組み

P.15
この保険は、企業・団体の従業員・所属員等の方のために、企業・団体を契約者として運営する保険商品です。

保障の期間は1年で、一度加入されると毎年1年ごとに加入内容を更新いたします。また、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも更新により一年の年齢まで前年度と同じ保険金額以下で継続してご加入いただくことができます。

なお、加入了次年度以降、更新の際に保険金額・給付金額・給付金額は毎年の加入状況等により算出がない場合は、前年度と同じ内容で継続します。ただし、保険料は毎年の加入状況等により算出しますので、前年度と比べ変更になることがあります。

2 主な保障の内容(保険金や給付金をお支払いする主な場合)や保険料

主な保障内容

保険内容(保険金額・給付金額・付加された特約)は、本パンフレットの該当ページ(15ページ)をご覧ください。
※引受保険会社の職員または引受保険会社で委託した確認担当者が、保険金・給付金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。

保険料(控除方法)

保険料は毎月の給与から控除します。(初回は5月分から)

3 配当金

この保険は無配当保険ですので配当金はありません。

4 脱退による返り金、満期返れい金

この制度の商品には、脱退による返り金や満期返れい金はありません。

5 引受保険会社

(事務幹事) 明治安田生命保険相互会社 本社：東京都千代田区丸の内2-1-1

契約概要

このページは、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい点を記載しております。ご加入の前に、必ずお読みください。また、詳細は、本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。

ここでは三大疾病保障保険について記載しております。
家族生活(費)保障保険については、P7をご覧ください。

3 注意喚起情報

2 告知内容について

このページは、ご加入にあたり特にご注意いただきたい点を記載しております。ご加入の前に、必ずお読みください。また、詳細は、本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。

ここでは三大疾病保険について記載しております。
家族生活(携)保障保険については、P7・8をご覧ください。

1 保険金・給付金がお支払いできない主な場合について



ご注意 お支払いできなかつた代表的なケースをご紹介します。

高度障害保険金の事例 生まれて初めての「がん」でないとき

- 障害状態が回復の見込みがある場合は、高度障害保険金をお支払いできません。高度障害保険金の支払い対象となる約款所定の「高度障害状態」は身体障害者福祉法等に定める1級の障害状態等とは異なります。
- 責任開始期(加入日)前に発生した病気やケガを直接の原因とする場合も、原則として高度障害保険金をお支払いできません。

特定疾患保険金の事例 生まれて初めての「がん」でないとき

- 責任開始期(加入日)前に「悪性新生物(がん)」と診断確定されていた場合は、特定疾患保険金をお支払いできません。お支払いできる悪性新生物(がん)の条件には、「責任開始期(加入日)前を含めてはじめて診断確定されたものに限ります。」という条件があります。責任開始期(加入日)以後に診断確定されたお支払対象のがんの発生部位が、責任開始期(加入日)前に診断確定されたお支払対象のがんと異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。

※ 責任開始期(加入日)前の診断内容が、ご本人に知られていなかつた場合でもお支払いできません。

責任開始期(加入日)



解除・免責 告知義務違反のため、ご契約が解除となつたとき

- 約款に定める「解除・免責」項目に該当する場合は、保険金・給付金をお支払いできません。また、すでにお払い込みいただいた保険料もお返しできることがあります。「解除・免責」項目には、たとえば、以下の項目があります。
 - 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約が告知義務違反により解除となつたとき
 - 責任開始期(加入日)から起算して所定の期間以内に被保険者が自己殺したとき
 - 保険金・給付金のお支払いに関する詳細は参照ページをご確認ください。P21

2 告知内容について

◎現在および過去の健康状態などについて、ありのままにお知らせいただくことを告知といたします。

◎申込書兼告知書で引受保険会社がおたずねすることについて、事実のありのままを、正確にものなくご確認いただき、お申込みください。

◎正しく告知をいただけない場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除され保険金・給付金などをお支払いできることもあります。



ご注意

STEP まずは「申込日(告知日)現在」の

就業状態、健康状態が以下のとおりであることをご確認ください。

1

本人

現在の就業状態

医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではあります。

①治療には、指示・指導を含みます。
②医師による治療期間は初診から最終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。

2 過去の傷病歴が以下のとおりであることをご確認ください。

2

本人・配偶者

過去3カ月以内の健康状態

申込日(告知日)より起算して過去3カ月以内に、医師による診察または健診診査(精査・精密検査を含みます)へ院・手術をすすめられていません。

申込日(告知日)より起算して過去5年内に、医師による診察または健診診査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。

過去5年以内の健康状態

申込日(告知日)より起算して過去5年内に、腫瘍、ボリープまたは別養記載の病気により、連続して7日以上の入院をしたことはありません。

別表 がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、臓出血、脳うそく、くも膜下出血、てんかん、癲癇、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病

企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、申込書兼告知書における告知内容をご確認のうえ、お申込み・新規加入・増額ください。

引受保険会社と既に別の保険契約がある場合、その保険金額・保険種類等によっては、お申込後、ご加入をお断りする場合があります。

告知内容に関するお問い合わせ

明治安田生命保険相互会社 団体保険ご照会窓口 0120-661-320

受付時間：平日(土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く)9:00~17:00

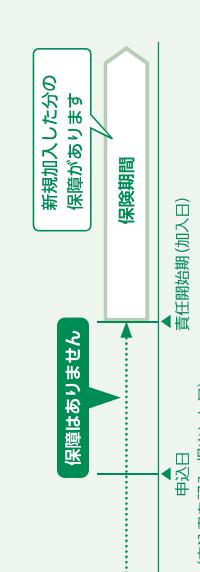
3 責任開始期(加入日)について

お申込みいただいた保障が初めて開始する時点を責任開始期(加入日)といい、下記の通り、責任開始期(加入日)は申込日(申込書を記入・提出した日)とは異なります。

なお、この保険の責任開始期(加入日)は、表紙に記載しています。

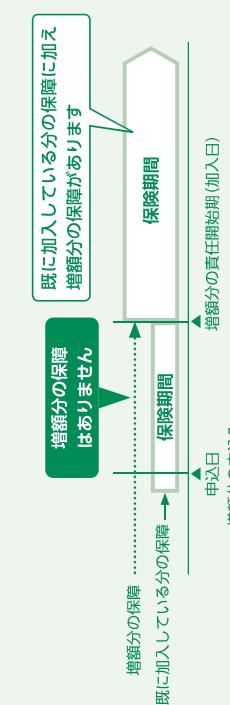
高度障害保険金、給付金等は、責任開始期(加入日)以後に生じた病気やケガにより所定の高度障害状態になった(入院をされた)ときにお支払いします。責任開始期(加入日)前の病気やケガをお支払いできません。知内容に該当しているかどうかに問わらず、原則として保険金等をお支払いできません。

新規加入したとき



既に加入している保障額を増やしたとき(増額したとき)

既に加入している分の保障 → 増額分の申込み → 増額分の責任開始期(加入日) → 保険期間



◎ご提出された申込書兼告知書に基づき、引受け保険会社がご加入を承諾した場合に、表紙に記載の責任開始期(加入日)からご契約上の責任を負います。契約者である企業・団体の社員・職員、または保険会社の職員等には保険へのご加入を承諾し、責任を開始させるような代理権がありません。

4 保険金・給付金の請求について

- ◎保険金・給付金などのご請求は、団体(契約者)経由で行っていただきますので、保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、速やかに団体窓口にご連絡ください。
- お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金・給付金などをお支払いする場合またはお支払いできない場合については、本パンフレットにも記載しておりますので、あわせてご確認ください。
- ◎保険金・給付金のお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- ◎被保険者の遺言により死亡保険金(給付金)受取人を変更することはできません。
- ◎死亡保険金(給付金)受取人の変更は、契約者を経由して引受け会社へご通知ください(変更内容はその通知が引受け会社に到達する前に変更前の受取人に保険金(給付金)をお支払いした場合には、お支払いした場合には、お支払いいたしません)。

5 その他の注意事項

お申し込みの撤回(フーリング・オフ制度)

この保険は、企業・団体を契約者とする保険契約であり、フーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期(加入日)前のお申し込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口までお問い合わせください。

ご照会・ご相談窓口等

- 指定紛争解決機関
この制度に係る指定紛争解決機関は、一般社団法人生命保険協会です。
- 生命保険契約者保護機構
引受け保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。

上記、および制度内容等に関するご照会先・ご相談先および詳細は、参考ページをご確認ください。 P.23
告知に関するご照会先は、参考ページをご確認ください。 P.4

契約概要・注意喚起情報【生命保険】

家族生活(費)保障保険(年金払特約付団体定期保険)

意向確認【ご加入前のご確認】

ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を【契約概要】、ご加入に際して特にご注意いただきたい事項を【注意喚起情報】に記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。また、各事項の詳細につきましては本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。ご加入にあたっては、【契約概要】 注意喚起情報】および本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込み(新規加入・増額)ください。

① お申込みの撤回(フーリング・オフ制度)

この保険は、団体を契約者とする保険契約であり、フーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期(加入日※)前のお申込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口にお問い合わせください。

② 告知に関する重要事項

■現在および過去の健康状態などについて、あります。お問い合わせいただくことを告知といいます。申込書兼告白書で当社がおたずねすることについて、事実のありのままを、正確にもれなくご確認いただき、お申込みください。

③ 責任開始期(加入日※)

本パンフレットの該当ページをご覗ください。

契約概要【ご契約内容】

- ① 商品の仕組み**
- 企業・団体の従業員・所属員等の方のために、企業・団体を保険契約者として運営する保険商品です。
- ② 加入資格・保険期間・保障内容・保険料・保険金等のお支払い(支払事由)**
- 本パンフレットの該当ページをご覗ください。

制度名	加入資格	保険期間	保障内容 保険料	支払事由	P13
家族生活(費) 保障保険	P13	P13	P9	P13	

- ④ 配当金**
- 家族生活(費)保障保険は1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しません。

- ⑤ 脱退による返戻金**
- 家族生活(費)保障保険は、脱退(解約)による返戻金はありません。

⑥ 引受保険会社(事務幹事会社)

明治安田生命保険相互会社

本社：東京都千代田区丸の内2-1-1

⑥ ご照会・ご相談窓口

制度内容(保障内容・保険料・配当金・各種手続き)等に関するご照会先	本パンフレット記載の団体窓口
告知【お申込み時の告知】等に関するご照会先	明治安田生命保険相互会社 团体保険窓口「生命保険相談所」 受付時間 平日(土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く)9：00～17：00



※ただし、家族生活(費)保障保険は本パンフレット記載の複数の保険会社でご契約をお受けけし、明治安田生命保険相互会社は他の引受保険会社の委託を受けて事務を行なっています。引受保険会社は、それぞれの引受保険契約上の責任を負います。なお、引受保険会社等は、変更されることがあります。

注意喚起情報【特に重要なお知らせ】

(*)保険額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

- ① お申込みの撤回(フーリング・オフ制度)**
- この保険は、団体を契約者とする保険契約であり、フーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期(加入日※)前のお申込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口にお問い合わせください。

② 告知に関する重要事項

■現在および過去の健康状態などについて、あります。お問い合わせいただくことを告知といいます。申込書兼告白書で当社がおたずねすることについて、事実のありのままを、正確にもれなくご確認いただき、お申込みください。

■企業・団体の社員職員、保険会社の職員等に口頭でお話しされてても告知していただいたことはなりませんので、申込書兼告白書における告知内容をご確認のうえ、お申込みください。

■正しく告知をいただけない場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除され保険金をお支払いできないことがあります。

③ 責任開始期(加入日※)

■ご提出された申込書兼告白書に基づき、引受保険会社がご加入を承諾した場合、本パンフレット記載の保険期間の始まりからご契約上の責任を負います。この保障が初めて開始する日を責任開始期(加入日※)といいます。次の図のとおり、責任開始期(加入日※)は申込日・告白日(申込書兼告白書を記入・提出した日)とは異なります。

④ 保険金などのお支払いに関する手続き等の留意事項

■保険金・給付金などのご請求は、団体(ご契約者)経由で行なっていただきますので、保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合だけではなく、支払可能な性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、速やかに本パンフレット記載の団体窓口にご連絡ください。

■保険金・給付金などのお支払は、ご契約内容によつては、複数の保険金・給付金などのお支払事由に該当することができますので、十分にご確認ください。

⑤ 生命保険契約者保護機構

引受保険会社は、生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます)に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額・給付金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問い合わせください。

⑥ お問い合わせ窓口

明治安田生命保険相互会社
本社：東京都千代田区丸の内2-1-1

⑦ ご照会・ご相談窓口

制度内容(保障内容・保険料・配当金・各種手続き)等に関するご照会先	本パンフレット記載の団体窓口
告知【お申込み時の告知】等に関するご照会先	明治安田生命保険相互会社 团体保険窓口「生命保険相談所」 受付時間 平日(土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く)9：00～17：00

⑧ お問い合わせ窓口

明治安田生命保険相互会社
本社：東京都千代田区丸の内2-1-1

明治安田生命保険相互会社
本社：東京都千代田区丸の内2-1-1

明治安田生命保険相互会社
本社：東京都千代田区丸の内2-1-1

明治安田生命保険相互会社
本社：東京都千代田区丸の内2-1-1

家族生活(費)保障保険

保険期間 2024年5月1日(水)～2025年4月30日(水)

加入対象者 **本人** 配偶者

家族生活(費)保障保険は、死亡または所定の高度障害となつた場合の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたつては[契約概要]・[注意喚起情報]・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿つた内容とどうしているか、ご確認のうえお申込みください。

配偶者に万一のこと(死亡・高度障害)があつた場合、あなたにホームヘルパー援助費などとして10年間支払われます。

■配偶者のみの加入はできません。本人とセットでご加入ください。

保障内容等(契約概要部分)・保険料

- 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金を年金として受け取ることができます。
- 一時金でのお受け取りも可能です。

- 1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

生活保障資金：基本

(※受取期間中、年金額は毎年3%遞増します。)

本人

申込コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	死亡・高度障害のとき						年金受取総額 (約万円)	月払保険料(円)
		年金原資 [死亡・高度障害 保険金] (万円)	年金受取 期間 (年)	初年度 (約万円)	平均 (約万円)	最終年度 (約万円)	年金受取総額 (約万円)		
1コース	18～35歳 (1986.11.2～2006.11.1)	628	10	4.7	5.4	6.0	651	659	446
	36～40歳 (1983.11.2～1988.1.1)	628	10	4.7	5.4	6.0	651	823	703
	41～45歳 (1988.11.2～1993.1.1)	628	10	4.7	5.4	6.0	651	848	848
	46～50歳 (1973.11.2～1978.1.1)	628	10	4.7	5.4	6.0	651	823	703
	51～55歳 (1968.11.2～1973.1.1)	628	10	4.7	5.4	6.0	651	848	848
	56～60歳 (1963.11.2～1968.1.1)	628	10	4.7	5.4	6.0	651	848	848
2コース	18～35歳 (1986.11.2～2006.11.1)	1,256	10	9.5	10.8	12.1	1,302	1,319	892
	36～40歳 (1983.11.2～1988.1.1)	1,256	10	9.5	10.8	12.1	1,302	1,345	1,407
	41～45歳 (1978.11.2～1983.1.1)	1,256	10	9.5	10.8	12.1	1,302	1,347	1,407
	46～50歳 (1973.11.2～1978.1.1)	1,256	10	9.5	10.8	12.1	1,302	1,349	1,407
	51～55歳 (1968.11.2～1973.1.1)	1,256	10	9.5	10.8	12.1	1,302	1,349	1,407
	56～60歳 (1963.11.2～1968.1.1)	1,256	10	9.5	10.8	12.1	1,302	1,349	1,407

申込コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	死亡・高度障害のとき						年金受取総額 (約万円)	月払保険料(円)
		年金原資 [死亡・高度障害 保険金] (万円)	年金受取 期間 (年)	初年度 (約万円)	平均 (約万円)	最終年度 (約万円)	年金受取総額 (約万円)		
1コース	18～35歳 (1986.11.2～2006.11.1)	1,256	10	9.5	10.8	12.1	1,302	1,319	892
	36～40歳 (1983.11.2～1988.1.1)	1,256	10	9.5	10.8	12.1	1,302	1,345	1,407
	41～45歳 (1978.11.2～1983.1.1)	1,256	10	9.5	10.8	12.1	1,302	1,347	1,407
	46～50歳 (1973.11.2～1978.1.1)	1,256	10	9.5	10.8	12.1	1,302	1,349	1,407
	51～55歳 (1968.11.2～1973.1.1)	1,256	10	9.5	10.8	12.1	1,302	1,349	1,407
	56～60歳 (1963.11.2～1968.1.1)	1,256	10	9.5	10.8	12.1	1,302	1,349	1,407
2コース	18～35歳 (1986.11.2～2006.11.1)	2,512	10	19.0	20.3	21.6	2,569	2,587	1,593
	36～40歳 (1983.11.2～1988.1.1)	2,512	10	19.0	20.3	21.6	2,569	2,587	1,593
	41～45歳 (1978.11.2～1983.1.1)	2,512	10	19.0	20.3	21.6	2,569	2,587	1,593
	46～50歳 (1973.11.2～1978.1.1)	2,512	10	19.0	20.3	21.6	2,569	2,587	1,593
	51～55歳 (1968.11.2～1973.1.1)	2,512	10	19.0	20.3	21.6	2,569	2,587	1,593
	56～60歳 (1963.11.2～1968.1.1)	2,512	10	19.0	20.3	21.6	2,569	2,587	1,593

*記載の年金額はパンフレット作成時点および引渡し保険金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

*記載の年金額は引受けた場合の明治安田生命の基準率予定期率、予定期死率、予定期费率等で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受け社が定める基礎率および引渡し保険金額により決定します。

*記載の年金額は死亡した場合に、1年未満の端数について6カ月以下は切り捨て、6カ月以上は切り上げます。

*年齢は保険年齢で、保険年齢満60歳未満6ヶ月まで、更新時に該当する年齢区分が変わった場合、保険料は前年度と変わります。

*記載の保険料は標準保険料であつて正解保険料は申込額から減算額で算出する場合、異なった場合は初回以降にて改訂算出します。

*本人について定められた死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合、配偶者は同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者は同時に脱退となります。

保険金に対する課税について

保険料負担者	被保険者	保険金受取人	対象となる税金
加入者本人	配偶者	配偶者、配偶者など	相続税
加入者本人	配偶者	加入者本人	所得税（一括所得）
加入者本人	配偶者	その他	贈与税

- 死亡保険金(年金受取も含む)を受けた場合の課税関係
死亡保険金を受けた場合は、被保険料負担者、被保険者、保険金受取人の関係によって、右のような課税対象となり、納付すべき税額がある場合は、申告が必要となります。
① 高度障害保険金は被保険者が受取人の場合は、課税されません。
- 年金を受けた場合の課税関係
毎年支払われる年金の受けとり時には、だれが保険料を負担しているかに關係なく課税されます。
※被保険者切替後も課税されます。
- 年の取扱いについては税制改正により、今後変更となることがあります。
税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となることがあります。

表中記載以外の年齢の方の保険料は保険会社までお問い合わせください。

お支払いに関する重要な事項が本パンフレットに記載されています。必ずご確認ください。

次ページに続く

遺児教育資金：充実

制度内容

本人に万一のこと（死亡・高度障害）があつた場合、死亡保険金（年金原資）を指定した受取人（満20歳までのこども）が年金（教育資金）として22歳になるまで受け取る制度です。

※生活保障資金とセットでご加入ください。（満20歳までのこどもは3名まで加入できます。）

遺児教育資金の受取例（満20歳までのこども1名あたり3名まで加入可）

万一（死亡・高度障害）の場合、その時点でのお子様の年齢による月額教育資金目安（受取月額は毎年3%増加します）

お子様の年齢		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳
1コース	初年度月額 (支給期間)	約1.8万 (22年)	約1.8万 (21年)	約2.0万 (20年)	約2.1万 (19年)	約2.2万 (18年)	約2.4万 (17年)	約2.5万 (16年)	約2.7万 (15年)	約2.9万 (14年)	約3.2万 (13年)	約3.5万 (12年)
	お子様の年齢	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	20歳	
3コース	初年度月額 (支給期間)	約3.8万 (11年)	約4.2万 (10年)	約4.8万 (9年)	約5.4万 (8年)	約6.2万 (7年)	約7.4万 (6年)	約8.9万 (5年)	約11.3万 (4年)	約15.2万 (3年)	約23.0万 (2年)	
	お子様の年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳

お子様の年齢		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳
3コース	初年度月額 (支給期間)	約1.2万 (22年)	約1.3万 (21年)	約1.4万 (20年)	約1.5万 (19年)	約1.7万 (18年)	約1.8万 (17年)	約1.9万 (16年)	約2.1万 (15年)	約2.2万 (14年)	約2.5万 (13年)	約2.5万 (12年)
	お子様の年齢	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	20歳	
1コース	初年度月額 (支給期間)	約2.7万 (11年)	約3.0万 (10年)	約3.4万 (9年)	約3.8万 (8年)	約4.4万 (7年)	約5.2万 (6年)	約6.3万 (5年)	約8.0万 (4年)	約10.7万 (3年)	約16.3万 (2年)	
	お子様の年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳

※記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命の基礎率（予定期率・予定期死亡率・予定期费率等）で計算しています。

実際の年金額は引受け社が定める基礎率および受け取る年齢により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

※実際の受取期間・受取年額は遺児教育資金受取時に選択いただけます。（一時金での受取も可能です。）

月額保険料

本人保険年齢	564万円(1コース)		400万円(3コース)	
	男性	女性	男性	女性
18 - 35歳	592	400	420	284
36 - 40歳	739	632	524	448
41 - 45歳	981	761	696	540
46 - 50歳	1,382	1,055	980	748
51 - 55歳	1,985	1,404	1,408	996
56 - 60歳	2,843	1,765	2,016	1,252
61 - 65歳	4,320	2,324	3,064	1,648
66 - 70歳	6,379	3,113	4,524	2,208

●年齢は保険年齢です。保険年齢が満年齢を基に、1年未満の端数について6ヶ月以下は切り捨て、6ヶ月超は切り上げた年齢をいいます。

●（例）保険年齢40歳=2024年5月1日現在満29歳6ヶ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わった場合、保険料は前年度と変わります。

●記載の遺児教育資金の保険料は概算保険料であって、正規保険料は申込締切後3ヶ月以内に算出し概算保険料と異なった場合は初回に遡つて精算いたします。

●期中の遺児教育資金のみの脱退は期中の月額（コース変更）となるためお取扱いできません。

●また、「家族生活（費）保険」[本人コース]のみのお取扱いできません。「家族生活（費）保険」[本人コース]脱退の場合は、遺児教育資金も脱退となります。

【遺児教育資金の取扱い】

●遺児教育資金は本人が死亡した場合、死亡保険金（年金原資）を指定した受取人（こども）が年金として受取る制度です。

●遺児教育資金は「家族生活（費）保険」[本人コース]と同一の団体定期保険で並営されています。したがって、保険金が解除等により一部お支払いできなくなります。

●遺児教育資金を支払保険金を按分比例してお支払します。

●遺児教育資金は本人が死亡した場合、死亡保険金（年金原資）を指定した受取人（こども）が年金として受取る制度です。

●遺児教育資金は「家族生活（費）保険」[本人コース]と同一の団体定期保険で並営されています。したがって、保険金が解除等により一部お支払いできなくなります。

●遺児教育資金を支払保険金を按分比例してお支払します。

●遺児教育資金は本人が死亡した場合、死亡保険金（年金原資）を指定した受取人（こども）が年金として受取る制度です。

●遺児教育資金は「家族生活（費）保険」[本人コース]と同一の団体定期保険で並営されています。したがって、保険金が解除等により一部お支払いできなくなります。

●遺児教育資金を支払保険金を按分比例してお支払します。

●（例）保険年齢40歳=2024年5月1日現在満29歳6ヶ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わった場合、保険料は前年度と変わります。

●記載の遺児教育資金の保険料は概算保険料であって、正規保険料は申込締切後3ヶ月以内に算出し概算保険料と異なった場合は初回に遡つて精算いたします。

●期中の遺児教育資金のみの脱退は期中の月額（コース変更）となるためお取扱いできません。「家族生活（費）保険」[本人コース]脱退の場合は、遺児教育資金も脱退となります。

●また、「家族生活（費）保険」[本人コース]のみのお取扱いできません。「家族生活（費）保険」[本人コース]脱退の場合は、遺児教育資金も脱退となります。

●遺児教育資金を支払保険金を按分比例してお支払します。

●遺児教育資金は本人が死亡した場合、死亡保険金（年金原資）を指定した受取人（こども）が年金として受取る制度です。

●遺児教育資金は「家族生活（費）保険」[本人コース]と同一の団体定期保険で並営されています。したがって、保険金が解除等により一部お支払いできなくなります。

●遺児教育資金を支払保険金を按分比例してお支払します。

お取り扱いについて

本人…本体・間連の役員・社員・職員・准社員で申込書記載の告知内容に該当し、2024年5月1日現在満17歳6ヶ月を超える。配偶者…本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、2024年5月1日現在満60歳6ヶ月まで継続できます。方(被保険の場合は満65歳6ヶ月までの方)。配偶者だけの加入はできません。

※選奨教育資金ご加入に際しては、本人について告知ください。

[告知内容]

本人

[現在の就業状態]

申込日〔告知日〕現在、病気やけがで休職・休業でなく、かつ、病気により就業を制限されています。
〔注〕「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張制限、賃金外労働の制限、労働食の制限などを指示されている場合をいいます。

記載者

申込日〔告知日〕現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間ではありません。

〔注〕①「治療」には、指示・指導を含みます。

②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。

本人・記載者共通

〔過去12カ月以内の健康状態〕

申込日〔告知日〕より起算して過去12カ月以内に、別添記載の疾患により連続して14日以上の入院をしたことはありません。
〔例表〕がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、癲癇症、心筋こうそく、心臓弁狭窄症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病

※告知いただいた内容が事実と相違していた場合、保険金をお支払いできない場合があります。

保険期間

●1年間(2024年5月1日～2025年4月30日)で以後毎年更新します。
●保険期間中に脱退等で保険者としての資格を失った場合は、喪失した月の月末までの保障となります。ただし、保険料の払込み条件となります。

保険料

●毎月の給与から控除します。(初回は5月分から)

配当金

●この保険は1年ごとに保険料計算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は見込みではありません。
配当率は、お支払い開始の年に保険料計算を行ない、剩余金が生じた場合は配当金としてお返しする仕組みになっています。

継続加入の取り扱い

●一旦健診時に加入しますと、更新時健健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも、前年度と同じ保険金額にて継続加入できます。なお、更新の際に、保険金額受取人等の変更の申し出がない場合は、從前どおり加入内容で継続となります。ただし、保険料は毎年の加入状況に応じて算出し変更します。

申込方法

●所定の申込書に必要事項を記入・捺印のうえ、ご提出ください。継続する場合は、自動更新となりますので手続は不要です。また、申込書の提出がない場合も自動更新となります。

死亡保険金の支払

死亡保険金は保険期間中に死亡した場合に、高度障害保険金が加入日(*)以後に業務上業務外を問わず発生した傷害または疾病によって、保険期間中に、所定の高度障害状態になった場合にお支払いします。
引受け会社の職員または引受け会社で委託した確認担当者が、保険金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。

お支払い保険金の支払

保険金等のお支払いに関する約款規定について引受け保険会社のホームページ
(https://www.meliyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html)をご覧ください。

※お支払い保険金の増額する場合、皆額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

保険額を増額する場合

死亡保険金受取人の変更は、保険契約者を経由して引受け会社へご通知ください。(変更内容はその通知が引受け会社に到達したとき、保険契約者が通知を承認した場合には、お支払後に変更後の受取人からご請求をうけて保険金をお支払いたしません)。

保険会社からのお願い・ご注意

●被保険者の遺言により死亡保険金受取人を変更することはできません。

●死亡保険金受取人の変更は、保険契約者を経由して引受け会社へご通知ください。(変更内容はその通知が引受け会社に到達したとき、保険契約者が通知を承認した場合には、お支払後に変更後の受取人からご請求をうけて保険金をお支払いたしません)。

〈引受け会社〉明治安田生命保険相互会社(事務幹事)

日本生命 第一生命 住友生命 富国生命 リンガルタ生命 東京海上日動あんしん生命
SOMPOひまわり生命 メットライフ生命 三井住友海上あいおい生命

(*)保険額を増額する場合、皆額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

相互会社においては、ご契約者が「社員」(構成員)として会社の運営に参加する社員組みとなっていますが、この契約におけるご契約者は団体であり、加入者は被保険者であるため、社員とはなりません。したがって、継続の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

この制度は生命保険会社と締結した年払特約付团体定期保険契約に基づき運営します。この保険契約は共同取扱契約であり、明治安田生命保険相互会社は他の各引受け保険会社の委託を受けて事業を行います。なお、引受け保険会社等は変更されることがあります。受取金額により保険契約上の責任を負います。

高度障害状態とは身体障害の程度が加入日(*)以後の傷害または疾病によりいつぞの項目に該当する場合をいいます。
1.両眼の視力を全く永久に失ったもの
2.言語またはしゃべくの機能を全く永久に失ったもの
3.中枢神経系・精神または胸腹部器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
4.両上肢とも、手関節以上で失ったまたはその用を全く永久に失ったもの
5.両下肢とも、足関節以上で失ったまたはその用を全く永久に失ったもの
6.1上肢を手関節以上で失ったかつい、下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7.1上肢の用を全く永久に失ったか、1下肢を足関節以上で失ったもの

※常に介護を要するものとは食事の摂取、排便・排尿、その後歩行、入浴のいずれもが自分でできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

次のような場合には、保険金のお支払いはできません。(すでに払い込みいただいた保険料についてもお返しできません)とがあります。

- 告知いただいた内容が事実と相違し、ご契約またはご契約のその被保険者に對応する部分が告知義務違反により解除されたとき
- 保険料のお支込みがなく、ご契約が失効したとき
- 契約者がしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約またはご契約のその被保険者に對応する部分が取消されたとき(告知義務違反の態様が特に重大な場合には、ご契約またはご契約のその被保険者に對応する部分が解除されます)。
- 契約者がしくは被保険者による保険金の不法取得目的があつて、ご契約またはご契約のその被保険者に對応する部分が取消されたとき(契約者による保険金を索取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力による詐欺の行為があつて、ご契約またはご契約のその被保険者に對応する部分が解除された場合)

1.死亡保険金について
①被保険者が加入日(*)から1年内に自殺したとき(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つて認定が全くなかつたときなどは、死亡保険金をお支払いする場合もあります)。
②契約または死亡保険金受取人の故意によるとき
③戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることができます)。

2.高度障害保険金について
①被保険者の故意によるとき
②被保険者が高度障害保険金受取人の故意によるとき
③戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることができます)。

④被保険者の故意によるとき
⑤被保険者の故意によるとき
⑥被保険者を経由して引受け会社にご請求ください。
⑦保険金を請求する権利は、お支払事由が発生してから3年間ござ請求が無いこと、消滅しますのでご注意ください。
⑧請求がある場合で、引受け会社が必要と認めたときには医療機関等へ事実の確認があります。

⑨改姓、ご家族の異動、受取人の変更等について
⑩ご加入の本人・配偶者に被保険者としての資格がなくなった場合には、保険契約者を経由して引受け会社にご通知ください。
⑪被保険者の死後は、死亡保険金受取人の死後は、死亡保険金受取人を経由して引受け会社にご通知ください。
⑫被保険者の遺言により死亡保険金受取人を変更することはできません。
⑬死亡保険金受取人の変更は、保険契約者を経由して引受け会社へご通知ください。(変更内容はその通知が引受け会社に到達したとき、保険契約者が通知を承認した場合には、お支払後に変更後の受取人からご請求をうけて保険金をお支払いたしません)。

保険会社からのお願い・ご注意
●所定の申込書の提出がない場合も自動更新となります。

●死亡保険金は保険期間中に死亡した場合に、高度障害保険金が加入日(*)以後に業務上業務外を問わず発生した傷害または疾病によって、保険期間中に、所定の高度障害状態になった場合にお支払いします。
引受け会社の職員または引受け会社で委託した確認担当者が、保険金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。

※お支払い保険金の増額する場合、皆額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

相互会社においては、ご契約者が「社員」(構成員)として会社の運営に参加する社員組みとなっていますが、この契約におけるご契約者は団体であり、加入者は被保険者であるため、社員とはなりません。したがって、継続の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

この制度は生命保険会社と締結した年払特約付团体定期保険契約に基づき運営します。この保険契約は共同取扱契約であり、明治安田生命保険相互会社は他の各引受け保険会社の委託を受けて事業を行います。なお、引受け保険会社等は変更されることがあります。受取金額により保険契約上の責任を負います。

意向確認(ご加入前のご確認)

三大疾病保障保険は、所定の悪性新生物（がん）と診断確定されたとき、急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態になられたとき、急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために所定の手術を受けられたときの保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては、[契約概要]・[注意喚起情報]・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

三大疾病保障保険

保険期間 2024年5月1日(水)～2025年4月30日(水)

加入対象者 本人 配偶者

保障内容等(契約概要部分)

- 死亡・所定の高度障害に対して保険金が支払われます。
- 特定疾患に対する治療費として、保険金が支払われます。

保障内容	本人・配偶者 300万円
● 所定の悪性新生物（がん）と診断確定されたとき	
● 急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態になられたとき	
● 急性心筋梗塞・脳卒中で所定の手術を受けられたとき [特定疾病保険金]	
● 死亡・所定の高度障害状態のとき [死亡・高度障害保険金]	
● 特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金とは重複しては支払われません。	

注意
※ 5 疾病の発生および急性心筋梗塞・脳卒中の発病には、疾病的症状を自覚または認識した時や、医師の診察や健診等において異常の指摘を受けた時も含みれます。

ご注意

保険金のお支払いに関するご注意



被保険者が加入日以後保険期間中に、次のいずれかのお支払事由に該当したとき、保険金をお支払いします。

保険金種類とお支払対象の疾病	お支払事由	ならない疾病例 ^{※1}
● 悪性新生物（がん）	加入日前を含めてはじめて「悪性新生物」を原因として、急性心筋梗塞を発病 ^{※5} し、その疾患により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、以上、労働の制限を必要とする状態 ^{※6} が継続したと医師によって診断されたとき	・上皮内新生生物 ^{※4} ・悪性黒色腫を除く皮膚がん ・脂肪腫
● 急性心筋梗塞	加入日以後に発生した疾病 ^{※5} を原因として、脳卒中を発病 ^{※5} し、その疾患により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、以上、労働の制限を必要とする状態 ^{※6} が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病の治療を直接の目的とした所定の手術 ^{※7} を受けたとき	・一過性脳虚血 ・外傷性くも膜下出血 ・未破裂動脈瘤
● 脳卒中 (とも下不出血・脳内出血・脳梗塞)	死にされたとき	-
● 死亡	死にされたとき	-

高度障害保険金

加入日以後に発生した傷害または疾病^{※5}により所定の高度障害状態に

※ 1 お支払対象となるない疾病には、上記のほか、無配当特定疾病保険定期保険【II型】普通保険料額「付表 1 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中」に定義付けられない疾患有合せられます。詳細についてはお問い合わせください。

※ 2 ご加入前にお支払対象の人が既に所定の段階で発見されたがんでも、急性心筋梗塞・脳卒中を含みます。なお、国際対がん連合(UICC)のTNM分類が「T1a」(乳房・脛骨・腎孟・尿管の非浸潤がん)、「T1s」(上皮内がんまたは非浸潤がい)はお支払対象外です。

※ 3 診断確定は、病理組織学的所見(生検)により医師によってなされます。ただし、病理組織学的所見(生検)による診断確定も認めることができます。

※ 4 「上皮内新生生物」はごく初期の段階で発見されたがんであり、子宮頸部・食道などの部位で病变が上皮内に限局しているもの、または乳房・脛骨・腎孟・尿管などの部位で発見されたがんを含みます。なお、国際対がん連合(UICC)のTNM分類が「T1a」(乳房・脛骨・腎孟・尿管の非浸潤がん)、「T1s」(上皮内がんまたは非浸潤がい)はお支払対象外です。

※ 5 疾病の発生および急性心筋梗塞・脳卒中の発病には、疾病的症状を自覚または認識した時や、医師の診察や健診等において異常の指摘を受けた時も含みれます。

※ 6 「労働の制限を必要とする状態」とは、堅い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。

※ 7 急性心筋梗塞または脳卒中にについての特定疾病保険金のお支払対象となる手術とは、開頭術、開胸術、ファイバースコープ手術または血管カテーテル手術をいいます。

※ 8 「所定の高度障害状態」については、参照ページをご覧ください。P.21

※ 9 納期規定については、参照ページをご覧ください。P.22



ご注意

- 保険金受取人は次の通りです。
死亡保険金：被保険者が指定した方
高度障害保険金および特定疾患保険金：被保険者

※本人の保険金が支払われ、訃報となつた場合にも、配偶者は本人と同様に賄ふとなります。

そのほかにも死亡保険金・高度障害保険金のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。P.22

保険料

◎月額保険料（単位：円）<保険期間 1年・集団月額料月払・保険金額300万円>

記載の保険料は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。
また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	男性	女性
本 人・配偶者		
18～20歳 (2003.1.2～2006.11.1)	543	468
21～25歳 (1998.11.2～2003.11.1)	699	543
26～30歳 (1993.11.2～1998.11.1)	714	669
31～35歳 (1988.11.2～1993.11.1)	864	918
36～40歳 (1983.11.2～1988.11.1)	1,140	1,311
41～45歳 (1978.1.2～1983.11.1)	1,551	1,878
46～50歳 (1973.11.2～1978.11.1)	2,535	2,349
51～55歳 (1968.1.2～1973.11.1)	4,158	3,051
56～60歳 (1963.11.2～1968.11.1)	6,465	3,741
61～65歳 (1958.1.2～1963.11.1)	10,035	5,274

- 記載の年齢は保険年齢ではありません。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。
更利前に該当する年齢区分が変わった場合、保険料は前年度と変わります。

7

健康づくりサポート

加入対象者
本人

※健康づくりサポートのみの加入はできません。必ず三大疾病保険とセットでご加入ください。

サービス概要

健康づくりサポートは健康・医療・メンタルヘルスなどのさまざまなサービスです。充実したメニューをいつでもどこでもご家族でご利用いただけます。
病気やけがをした場合は「健康制度」と心と体の健康づくりを応援する「健康づくりサポート」の両輪でサポートしてまいります。

サービスメニュー

① 疾病予防の考え方

② 行動

③ 増進

④ ヘルシーファミリー専門部

⑤ 相談ダイヤル

⑥ クラブ FUJITA

⑦ WELBOX(ウェルボックス)

⑧ 表紙のサンプル

⑨ 季刊誌「健康情報」

⑩ お電話で

⑪ お電話で

⑫ お電話で

⑬ お電話で

⑭ お電話で

⑮ お電話で

⑯ お電話で

⑰ お電話で

⑱ お電話で

⑲ お電話で

健康づくりサポートの取扱い

運営期間	加入期間1年間（2024年5月1日～2025年4月30日）以後毎年更新します（自動更新）。所定の申込書に必要事項を記入、押印のうえご提出ください。継続する場合は、自動継続しますので手続きは不要です。
運営費用	加入者は、当社に対し所定の期間に運営費200円（月額・消費税を含む）をお支払いいただきます。（※健康づくりサポートの運営費は、生命保険料控除の対象とはなりません。）

個人情報に関する取扱いについて

- 個人情報の利用目的
取得した個人情報を、健康づくりサポート加入者規約に定めるサービスの提供を行なうために利用します。
- 個人情報の取扱いの委託について
その場合には、個人情報の管理が進歩的、明治安田生命保険会社（以下、「当社」といいます。）が設定する基準を満たす企業を選定し、適切な管理、監督を行ないます。
- 保有個人データの開示等お問い合わせ窓口について
当社が保有する開示が象徴個人情報について、開示・訂正・削除・利用停止の依頼があつた場合には、ご本人であることを確認させていただいたうえ

健康づくりサポート加入者規約

第1条 (目的)

健康づくりサポートとは、明治安田生命保険会社（以下、当社といいます）が健保づくりサポートの加入者みをされた方（以下、加入者といいます）に向けて毎月定期的に健生活を応援するサービスです。加入者がより健生活を維持できるように、当社は責任を負いません。ただし、前項の届け出を行なったことでも、当社は責任を負いません。ただし、前項の届け出を行なったことについて、やむを得ない事情があるときはこの限りではありません。

第2条 (加入資格)

1. 加入資格は、団体の所属員で団体と当社の合意した範囲に該当する方が有ります。
2. 加入者は、本規約を承認のうえ申込みをされ、当社が加入を認めめた方をいいます。

第3条 (運営費)

加入者は、当社に対することなく医師による電話相談が可能。セカンドオピニオンの必要性・治療法や診断についての疑問にお答えください。●専門医と連絡を取らなければ医師を検索し、相談日時を設定

第4条 (加入者の付与)

加入者は、当社が定期的に加入者管理番号をもつて加入者番号としましてお名前とお年齢を記入してお預けください。当社は定期的に加入者番号を告知いたしました。

第5条 (健康情報の提供)

加入者は、当社及び当社の指定する会社から、第6条のサービスの内容を含め各部位の検査結果であることを予め同意するものとします。

第6条 (サービス)

1. サービスとは、以下のものを指します。
① 健康情報等による各種健康情報の提供
② 電話による健診相談・メールヘルプカウンセリング・介護相談
③ その他
④ などと提携する健診施設・専門会議室等が提供する健康情報や商品等との紹介

第7条 (届出事項の変更)

1. 加入者は、当社に届けた住所・氏名等について変更があった場合には、所定の方法に沿ってお知らせください。2. 前項の変更事項についての通知がなく、当社からその送付物等が延長し、また到着しなかったときでも、当社は責任を負いません。ただし、前項の届け出を行なったことについて、やむを得ない事情があるときはこの限りではありません。

第8条 (脱落報名)

1. 加入者は、自己の都合により脱落を希望するときは、所定の手續をさして脱退することができます。
2. 加入者は、脱落報名のうえ申込みをされ、当社が脱落を認めた場合、契約は終了します。
3. 加入者が本規約に違反した場合、または加入者として不適当と認めた場合は、当社は加入者資格を剥奪せざるを得ない場合等で加入者として不適当な行為が認められた場合、契約は終了します。
4. 第2条に定める加入者資格を喪失した場合ならびに前2項の場合、契約は終了します。

第9条 (加入期間)

1. 加入者が本規約に違反した場合、または加入者資格を剥奪せざる場合と当社との間で決定した期間となります。
2. 申出に係る場合等で当社が加入者として不適当な場合、当社は加入者資格を取り消すこととなります。

第10条 (データ保護)

1. 加入者が本規約に違反した場合日終了月日は加入者が所持する固体と当社との間で決定します。
2. 申出に係る場合等で当社が加入者として不適当な場合、当社は加入者資格を取り消すこととなります。

第11条 (契約の終了)

1. 本契約は所属する団体が当社の保険商品の採用を中止した場合、同時に終了します。
2. 本契約は加入者が所属する団体と当社との間のサービスの運営にかかる「健康情報開拓の有料提供サービスの取扱いに関する協定書」が終了した場合、同時に終了します。

この制度は下記会社と締結した健康増進情報の有料提供サービス契約に基づいて運営します。

サービス提供会社：明治安田生命保険相互会社
事務委託会社：明治安田ライフプランセンター株式会社
サービス内容等に関するお問い合わせ先：健康づくりサポート事務局：0120-567-074（平日9：00～17：00）



※加入料金
200円



加入料金
本人

健康なんてもあまり興味がないなあ…そんな、あなたの健康実現をご応援するサービスです。

健康づくりサポートは健康・医療・メンタルヘルスなどのさまざまなかなサービスです。充実したメニューをいつでもどこでもご家族でご利用いただけます。
病気やけがをした場合は「健康制度」と心と体の健康づくりを応援する「健康づくりサポート」の両輪でサポートしてまいります。

三次予防【厚効防止】
必要な治療により、機能の維持・回復を図る。

二次予防【早期発見】
早期発見・早期治療により、病気が進行しないうちに治療。

一次予防【健康増進】
生活習慣等の見直し・改善により、病気そのものの進度を予防。

一次予防に応じたサービスメニュー

① 気づき

② 行動

③ 増進

④ ヘルシーファミリー専門部

⑤ 相談ダイヤル

⑥ クラブ FUJITA

⑦ WELBOX(ウェルボックス)

⑧ 表紙のサンプル

⑨ 季刊誌「健康情報」

⑩ お電話で

⑪ お電話で

⑫ お電話で

⑬ お電話で

⑭ お電話で

⑮ お電話で

⑯ お電話で

⑰ お電話で

⑱ お電話で

⑲ お電話で

⑳ お電話で

㉑ お電話で

㉒ お電話で

㉓ お電話で

㉔ お電話で

㉕ お電話で

㉖ お電話で

㉗ お電話で

会員割引サービス適用料金

会員登録料

会員登録料

会員登録料

会員登録料

20

ご注意いただきたいこと

(三大疾病保険)

ここからは、商品の細部のお取り扱いをご説明しています。詳細のご確認については、以下をご参照ください。

**「約款」と細部の
お取り扱い**

高精度障害状態について

保険金や給付金のお支払いは原則として、引受保険会社と契約者との契約で定め、それらの細部は約款に記載しています。

本パンフレットでは、ご加入者にとって不利益になる可能性のある事項は、極力廻避所に掲載しましたが、細部のすべてには觸れできていません。このページ以降で、あらためて細部のお取り扱いをまとめて掲載しています。

契約事項のすべてをご確認になりたい場合は、団体に備え付けの約款をご覧ください。

保険金・給付金のお支払いについて

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお問い合わせください。)

【高精度障害状態とは】(高精度障害条項(7項目))

身体部位略図



高精度障害状態について

高精度障害状態とは身体部位の程度が加入日(増額日)以後の傷害または疾病によりつけられたものとします。

【高精度障害状態とは】(高精度障害条項(7項目))

1. 脳の機能を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの

3. 中枢神経・精神または脳膜脛膜器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの*

4. 上肢とも、手・関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの

5. 下肢とも、足・関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの

6. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を手・関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの

7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を手・関節以上で失い、かつ、1下肢を足・関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの

*常に介護を要するものは食物の摂取、排便・排泄・ sondage(ソーデー)・歩行・入浴

のいずれかも自分でできず、常に他人への介護を要する状態をいいます。

1. 脳の障害(脳力障害)

(1)筋力が万国標準(A表)により、1眼がつき、もう1正常力について測定します。

(2)筋力を全く永久に失ったものとは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。

(3)活動狭窄(狭き)による筋力障害による筋力障害は視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

(1)言語の機能を全く永久に失ったものとは、次の3つの場合をいいます。

①語音構成機能障害で、口唇音・舌音・齒音による言葉の構音のうち2種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合

②脳幹中枢部の損傷による失語症、口蓋音による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合

③声帯全部の引き出により発音が不能な場合

(2)そしゃくの機能を全く永久に失ったものとは、流動食以外のものは攝取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

3. 上・下肢の障害

1.上下肢の用を全く永久に失ったものとは、完全にこの運動機能を失ったものといい、上下肢の手・手関節および足・足関節(趾)の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

2.大軸筋(上肢)においては肩・関節および手・手関節(手・手関節)の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

4. 保険金・給付金をお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお問い合わせください。)

●告知していただけた内容が事実と相違し、ご契約または受取人が保険金・給付金を請求する目的で事故招致をしたときや暴力的關係者との他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由²に該当し、ご契約またはご契約その被保険者に対する部分が解除となった場合

●保険料のお支払がなく、ご契約が失效したとき

●契約者もしくは被保険者による性別の行為を原因として、ご契約またはご契約その被保険者に対する部分を取消しさせていただきます。この

場合、各商品の総額の消費期限を超過後も取消しとなることがあります。

●契約者、被保険者または受取人が保険金・給付金の不法取得目的があつて、ご契約またはご契約その被保険者に対する部分が無効となったとき

●重大事由とは、つぎの項目をいいます。●保険金・給付金を請求する目的で事故招致があつた

とき、●他の保険契約との重複(二重支給)により保険金等の合計額が奢しく過大であつて、保険制度の目的に反する状態があるときは、そ

の他上記同等の事由があつたとき

【保険金・給付金のお支払いについて】

契約期間においては、契約者が社員(構成員)として会社の運営に参画する仕組みとなっていますが、契約者が同体の要約の場合は、加入者の被保険者や、剩余金の分配のない要約の契約者は社員ではありません。したがって本パンフレット記載の保険契約について、被保険者には総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

【保険規定について】

約款規定については引受保険会社のホームページ(<https://www.melijyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contact/index.html>)をご覧ください。なお、上記ホームページドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

□ ご照会・ご相談窓口について

【ご照会・ご相談窓口】

- 割度内容等に関するご照会・ご相談は本パンフレット記載の「窓口窓口」にお問い合わせください。
- この制度に係る指定紛争解決機関は一般社団法人「生命保険協会」です。
- 一般社団法人「生命保険協会」「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまなお相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「窓口」を設置し、電話にてお受けしております。（ホームページアドレス：<https://www.seihogo.or.jp/>）
- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を開いております。

□ 保護機構について

- 引受保険会社は、生命保険契約者保護機構（以下「保護機構」といいます。）に入っています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護措置が図られることがあります。この場合には、ご契約時の保険金額・年金額・給付金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問い合わせください。詳しくは、ホームページアドレス：<https://www.seihogo.jp/>をご覧ください。





個人情報に関するご注意

契約者と引受保険会社からのお知らせ

当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者(被保険者)の個人情報<氏名、性別、生年月日、健康状態等>(以下、「個人情報」といいます。)を取り扱い、契約者が保険契約を締結する保険会社(共同取扱会社を含みます。以下同じ。)へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務のため使用(注)し、また、必要に応じて、契約者、他の保険会社、再保険会社に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き契約者および保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

記載の保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。

(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

なお、引受保険会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ(明治安田生命保険相互会社: <https://www.meijiyasuda.co.jp/>)をご参照ください。

ー死亡保険金(給付金)受取人および指定代理請求者の指定に際しご留意くださいー

指定された死亡保険金(給付金)受取人、および指定代理請求者の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、死亡保険金(給付金)受取人、および指定代理請求者にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

富士フィルムビジネスエキスパート株式会社 (FFBX) 保険サービスセンター ライフサポートグループ

〒160-0023 東京都新宿区西新宿5丁目1番1号 住友不動産新宿ファーストタワー
(受付時間 土日・祝日を除く 平日 10:00~15:00)

Eメール bxhoken@fujifilm.com

TEL 03-6300-6745 FAX 03-5485-7586

内線 8-511-323 フリーダイヤル 0120-553-053

※音声ガイダンスから6(団体保険募集)をお選びください。(ガイダンスの途中でもお進みいただけます。)
ホームページ <https://www.fujifilm.com/ffbxa/ja>

お申込み方法

所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。既にご加入の方で、申込書の提出がない場合は、自動更新として取り扱います。

お問い合わせ先

◎制度内容に関するお問い合わせ

富士フィルムビジネスエキスパート株式会社 保険サービスセンター ライフサポートグループ

03-6300-6745

〒160-0023 東京都新宿区西新宿5丁目1番1号 住友不動産新宿ファーストタワー

受付期間 平日(土日・祝日を除く) 受付時間 10:00~15:00

Eメール bxhoken@fujifilm.com

◎その他お問い合わせ

明治安田生命保険相互会社 総合法人第二部法人営業第三部

03-6259-0014

〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1

受付期間 平日 受付時間 9:00~17:00